

社労士トレイン

<2020年 合格目標>

社会保険労務士試験対策

健康保険法

全問題と解答解説



# 社会保険労務士試験 対策アプリ

App Storeにて 好評提供中!



## 社労士トレイン



### <主な特徴>

- 平成元年以降に出題された過去約30年分の過去問を徹底的に分析し、最新の出題傾向に合わせた予想問題を出題
- 条文順に問題を解くパネル式と、ランダムに問題を解くシャッフル式の二種類の出題形式を選択可能
- 科目ごとに正解数や正答率が一覧表示されるため、現在の知識レベルや苦手科目の確認が容易
- 問題文を120文字以内に制限しているため、出題の意図や要点の把握がしやすく、テンポよく解答が可能
- 挑戦数や正解数に応じて社会保険労務士会員徽章を模した「SRバッジ」が表示され、モチベーションのアップを後押し

## ■健康保険法

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
1	臨時に使用される者であつて、6月以内の期間を定めて使用される者は、健康保険の被保険者となることができないが、所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合は除かれている。	×	6月以内の期間ではなく、「2月以内」の期間である。	3条1項 2号
2	事業所で所在地が一定しないものに使用される者は、健康保険の被保険者となることができない。	○	適切である。	3条1項 3号
3	季節的業務に使用される者は、健康保険の被保険者となることができないが、継続して1年を超えて使用されるべき場合は除かれている。	×	1年ではなく、「4月」である。	3条1項 4号
4	臨時的事業の事業所に使用される者は、健康保険の被保険者となることができないが、継続して6月を超えて使用されるべき場合は除かれている。	○	適切である。	3条1項 5号
5	常時従業員を使用する法人の事業者は、従業員数にかかわらず、健康保険法における適用事業所となる。	○	適切である。	3条3項 2号

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
6	任意継続被保険者となるためには、資格喪失の日の前日まで継続して2月以上被保険者（日雇特例被保険者、任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であったことが必要である。	×	1年以上ではなく、「2月以上」である。	3条4項
7	被保険者の在職時に、退職金相当額の全部又は一部が給与や賞与に上乘せするなど前払いされる場合には、原則として、健康保険法に規定する報酬又は賞与に該当する。	○	適切である。なお、支給時期が不定期である場合についても賞与として取り扱い、これが年間4回以上支払われているものであれば、報酬として通常の報酬月額に加算して取り扱われる。 (平 15.10.1 保保発 1001002号・庁保険発 1001001号)	3条5項
8	被保険者の父母又は祖父母であって、主としてその被保険者により生計を維持するものは、原則として、健康保険法の被扶養者に該当するが、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。	○	適切である。	3条7項
9	被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母、子及び兄弟姉妹であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するものは、原則として、健康保険法の被扶養者に該当する。	×	配偶者の兄弟姉妹は含まれない。	3条7項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
10	健康保険の被扶養者としての届出に係る者が、被保険者と同一世帯に属している場合において、その者の年間収入が160万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として、被扶養者に該当するものとされている。	×	160万円未満ではなく、「130万円」未満である。なお、届出に係る者が60歳以上の老年者である場合又は概ね障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合には、「180万円」未満とされている。 (平5.3.5保発15号・庁保発4号)	3条7項
11	健康保険の被扶養者としての届出に係る者が、被保険者と同一世帯に属していない場合において、その者の年間収入が130万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として、被扶養者に該当するものとされている。	×	被保険者と同一世帯に属して「いない」場合には、被保険者の年間収入の2分の1未満ではなく、「被保険者からの援助による収入額より少ない場合」とされている。 (平5.3.5保発15号・庁保発4号)	3条7項
12	健康保険の保険者は、全国健康保険協会及び健康保険組合とされているが、日雇特例被保険者の保険の保険者は、全国健康保険協会のみである。	○	適切である。 (法123条1項)	4条
13	全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収(任意継続被保険者に係るものを除く。)並びにこれらに附帯する業務は、厚生労働大臣が行う。	○	適切である。	5条2項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
14	全国健康保険協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の3月31日までに完結しなければならない。	×	3月31日までではなく、「5月31日」までである。	7条の28第1項
15	全国健康保険協会は、毎事業年度、財務諸表を作成し、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書を添え、監事及び会計監査人の意見を付けて、決算完結後3月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。	×	3月以内ではなく、「2月以内」である。	7条の28第2項
16	2以上の適用事業所について健康保険組合を設立しようとする場合においては、適用事業所に使用される被保険者の3分の2以上の同意を得なければならない。	×	それぞれの適用事業所ごとに、使用される被保険者の「2分の1以上」の同意を得なければならない。	12条2項
17	健康保険組合は、合併しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の4分の3以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。	○	適切である。分割しようとするときも同様である。 (法24条1項)	23条1項
18	全国健康保険協会は、解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。	○	適切である。	26条4項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
19	健康保険事業の収支が均衡しない健康保険組合であって、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の指定を受けたもの（「指定健康保険組合」）は、その財政の健全化に関する計画を定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。	○	適切である。	28条1項
20	任意適用事業所の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（被保険者になるべき者に限る。）の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。	×	3分の2以上ではなく、「2分の1以上」である。	31条2項
21	適用事業所が、強制適用事業所に該当しなくなったときは、その事業所について任意適用事業所の認可があったものとみなされる。	○	適切である。	32条
22	任意適用事業所の事業主が、当該事業所を適用事業所でなくする認可を受けようとするときは、当該事業所に使用される者（被保険者である者に限る。）の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。	×	3分の2以上ではなく、「4分の3以上」である。	33条2項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
23	任意継続被保険者の申出は、原則として、被保険者の資格を喪失した日から2月以内にしなければならない。	×	2月以内ではなく、「20日以内」である。なお、保険者は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であっても、受理することができるかとされている。	37条1項
24	任意継続被保険者となった日から起算して1年6月を経過したときは、その翌日から、その資格を喪失する。	×	1年6月ではなく、「2年」である。	38条1号
25	任意継続被保険者が、保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を納付期日までに納付しなかったときは、納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときを除き、その翌日から、その資格を喪失する。	○	適切である。	38条3号
26	任意適用事業所の適用の取消しによる被保険者の資格の喪失並びに任意継続被保険者の資格の取得及び喪失については、保険者等の確認は不要とされている。	○	適切である。	39条1項
27	標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、第1級の8万8千円から第50級の139万円の50等級に区分されている。	×	8万8千円ではなく、「5万8千円」である。	40条1項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
28	毎年3月31日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が100分の1.5を超え、その状態が継続すると認めれるときは、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。	○	適切である。当該改定は、その年の9月1日から行うことができる。なお、その年の3月31日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が100分の0.5を下回ってはならないとされている。	40条2項
29	保険者等は、被保険者が毎年6月1日現に使用される事業所において同日前3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。	×	6月1日ではなく、「7月1日」である。	41条1項
30	標準報酬月額の定時決定を行う場合において、報酬支払の基礎となった日数が20日未満である月があるときは、その月を除いて標準報酬月額を算定する。	×	20日未満ではなく、「17日未満」である。なお、1週間の所定労働時間が、同一の事業所に使用される通常の労働者の4分の3未満である短時間労働者又は1月間の所定労働日数が4分の3未満である短時間労働者については、11日未満とされている。	41条1項
31	6月1日から9月1日までの間に被保険者の資格を取得した者については、その年に限り標準報酬月額の定時決定を行わない、	×	6月1日から9月1日までの間ではなく、6月1日から「7月1日」までの間である。	41条3項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
32	7月から9月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り標準報酬月額の定時決定を行わない。	○	適切である。	41条3項
33	被保険者資格取得時において、自宅待機している者の標準報酬の決定については、被保険者の資格を取得した日現在の報酬に基づき報酬月額を算定し、標準報酬を決定することとされている。	×	被保険者の資格を取得した日の現在の報酬ではなく、「現に支払われる休業手当等」に基づき決定することとされている。 (昭50.3.29保険発25号・庁保発8号)	42条
34	被保険者の資格を取得した者の報酬が、月、週その他一定期間によって定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の30倍に相当する額を報酬月額として、標準報酬月額が決定される。	○	適切である。	42条1項1号
35	随時改定によって改定された標準報酬月額は、著しく高低を生じた月の翌月から改定することができることとされている。	○	適切である。具体的には、昇給又は降給があった月から4月目となる。	43条1項
36	第49級の標準報酬月額にある者の報酬月額が昇給したことにより、その算定月額が135万5千円以上となった場合には、標準報酬月額の随時改定の対象となる。	×	135万5千円ではなく、「141万5千円」以上である。 (平30.3.1保発0301第8号)	43条1項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
37	同時に2以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、健康保険法の規定により算定した額の合算額がその者の報酬月額とされる。	○	適切である。当該報酬月額に基づき、標準報酬月額が算定される。	44条3項
38	被保険者が受けた賞与によりその年度における標準賞与額の累計額が530万円を超えることとなる場合には、当該累計額が530万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける標準賞与額は零とするとされている。	×	530万円ではなく、「573万円」である。	45条1項
39	報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、厚生労働大臣が定めるとされているため、健康保険組合が、規約により別段の定めをすることはできない。	×	健康保険組合は、規約で別段の定めをすることができる。	46条
40	任意継続被保険者の標準報酬月額については、当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額とされている。	×	本問の標準報酬月額と、前年の9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を報酬月額とみなしたときの標準報酬月額のうち、いずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額とするとされている。	47条

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
41	被保険者（任意継続被保険者を除く。）の資格の取得又は喪失に関する届出は、当該事実があった日から10日以内に、日本年金機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとされている。	×	10日以内ではなく、「5日以内」である。 （則24条1項、則29条1項）	48条
42	随時改定に該当する場合の被保険者の報酬月額に関する届出は、速やかに、健康保険被保険者報酬月額変更を日本年金機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとされている。	○	適切である。 （則26条1項）	48条
43	事業主は、保険給付を受けようとする者から厚生労働省令の規定による証明書を求められたときは、理由の如何にかかわらず、これを拒むことができない。	×	正当な理由がある場合には、拒むことができる。 （則33条）	48条
44	事業主は、健康保険に関する書類を、その完結の日より2年間、保存しなければならない。	×	5年間ではなく、「2年間」である。 （則33条）	48条
45	事業主は、保険者等から標準報酬月額及び標準賞与額の決定又は改定の通知があったときは、速やかに、これを被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない。	○	適切である。	49条2項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
46	保険者が健康保険組合である場合においては、法定給付に併せて、規約で定めることにより、保険給付としてその他の給付を行うことができるとされている。	○	適切である。	53 条
47	健康保険の被保険者に係る給付の支給は、原則として、同一の疾病、負傷又は死亡について、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法等の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行われぬ。	○	適切である。	55 条 1 項
48	健康保険の被保険者に係る療養又は療養費の支給は、同一の疾病、負傷又は死亡について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行われぬ。	×	「死亡」については、同項の規定の対象となっていない。	55 条 3 項
49	療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、被保険者は、14日以内に所定の事項を記載した届書を保険者に提出しなければならない。	×	14日以内ではなく、「遅滞なく」である。 (則 65 条、則 73 条)	57 条

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
50	保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するとされている。	○	適切である。	57条1項
51	給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れるとされている。	○	適切である。	57条2項
52	保険者は、保険医療機関等が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払等を受けたときは、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の25を乗じて得た額を支払わせることができるとされている。	×	100分の25ではなく、「100分の40」である。	58条3項
53	保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないとされている。	○	適切である。	61条
54	租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課すことができないとされている。	○	適切である。	62条

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
55	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護については、介護保険法から給付を受けられるため、健康保険法による療養の給付には含まれない。	×	「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」についても、健康保険法による療養の給付に含まれる。	63条1項 4号
56	保険医療機関又は保険薬局の指定は、指定の日から起算して3年を経過したときは、その効力を失うとされている。	×	3年ではなく、「6年」である。	68条1項
57	診療所が医師の開設したものであり、かつ、当該開設者である医師のみが診療に従事している場合において、当該医師について保険医の登録があったときは、原則として、当該診療所について、保険医療機関の指定があったものとみなされる。	○	適切である。なお、当該診療所が、健康保険法に規定する要件に該当する場合であって、厚生労働大臣が保険医療機関の指定があったものとみなすことが不相当と認められるときは、この限りでないとされている。	69条
58	70歳に達する日の属する月の翌月以後であって、標準報酬月額が28万円以上である場合の一部負担金の割合は100分の30とされているが、被扶養者がいない被保険者で収入の額が420万円に満たない場合の当該割合は100分の20とされている。	×	420万円ではなく、「383万円」である。なお、被扶養者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）がいる場合にあっては、収入の合計額が520万円に満たない者についても同様とされている。 (令34条2項)	74条1項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
59	保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であって、保険医療機関又は保険薬局に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減額、免除又はその徴収を猶予することができる。	○	適切である。	75条の2 第1項
60	保険医療機関又は保険薬局は、30日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。	×	30日以上ではなく、「1月以上」である。	79条1項
61	保険医又は保険薬剤師は、1月以上の予告期間を設けて、その登録の抹消を求めることができる。	○	適切である。	79条2項
62	保険医療機関等から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、一部負担金を支払わなければならないが、保険者が健康保険組合である場合においては、規約で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとするすることができる。	○	適切である。	84条2項
63	食事療養標準負担額とは、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して中央社会保険医療協議会が定める額とされている。	×	中央社会保険医療協議会ではなく、「厚生労働大臣」である。	85条2項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
64	被保険者が保険医療機関から食事療養を受けたときは、保険者は、その被保険者が当該保険医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として、被保険者に代わり、当該保険医療機関に支払うことができる。	○	適切である。	85条5項
65	被保険者が、保険医療機関等のうち自己の選定するものから、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費が支給される。	○	適切である。	86条1項
66	療養費は、保険者が療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときに支給される。	○	適切である。	87条1項
67	療養費の額は、当該療養について算定した費用の額から、一部負担金に相当する額、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額とされている。	×	当該額を基準として、「保険者が定める」とされている。	87条2項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
68	現に海外にある被保険者からの療養費等の支給申請は、原則として、事業主等を経由して行わせ、その受領は事業主等が代理して行うものとし、国外への送金を行わないこととされている。	○	適切である。 (昭 56.2.25 保険発 10 号・庁 保険発 2 号)	87 条 2 項
69	海外における療養費等の支給額の算定に用いる邦貨換算率は、その受診日の外国為替換算率(売レート)を用いることとされている。	×	受診日ではなく、「支給決定日」である。	87 条 2 項
70	保険医療機関等又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは介護医療院から、居宅において療養上の世話又は必要な診療の補助を受けた場合には、訪問看護療養費の支給対象とはならない。	○	適切である。なお、本問の場合には、療養の給付又は介護保険法による給付の対象となる。	88 条 1 項
71	訪問看護療養費の支給対象となる訪問看護を行う者は、医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とされている。	×	訪問看護療養費の支給対象となる訪問看護を行う者に、「医師」及び「歯科医師」は含まれていない。 (則 68 条)	88 条 1 項
72	被保険者が療養の給付を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、移送費が支給されるが、保険外併用療養費に係る療養を受ける場合は除かれている。	×	「保険外併用療養費に係る療養」を受ける場合であっても支給対象となる。	97 条 1 項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
73	移送費の額は、原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した金額とされている。	○	適切である。 (則 80 条)	97 条 1 項
74	移送費の支給を受けようとする者は、所定の事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならないが、当該申請書には、医師又は歯科医師の意見書及び移送に要した費用の額を証する書類を添付しなければならない。	○	適切である。 (則 82 条 1 項 6 号、2 項)	97 条 1 項
75	傷病手当金の支給要件の一つである「療養のため」とは、保険給付として受ける療養のためのことをいい、それ以外の療養のためである場合は含まれないとされている。	×	保険給付として受ける療養のためのみでなく、それ以外の療養のためをも含むとされている。 (昭 2.2.26 保発 345 号)	99 条 1 項
76	傷病手当金の支給に係る「労務に服することができない期間」とは、原則として、労務に服することができない状態に置かれた日から起算するとされているが、その状態に置かれた時が業務終了後である場合には翌日とするとされている。	○	適切である。 (昭 5.10.13 保発 52 号)	99 条 1 項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
77	労災保険法による休業補償費を受給している健康保険の被保険者が、業務外の事由による傷病によっても労務不能となった場合には、原則として、傷病手当金は支給されないが、休業補償費の額が傷病手当金の額に達しないときは、その差額が支給される。	○	適切である。 (昭 33.7.8 保険発 95 号の 2)	99 条 1 項
78	傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の月の標準報酬月額額の 30 分の 1 に相当する額の 3 分の 2 に相当する金額とされている。	×	傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の「直近の継続した 12 月間の各月の標準報酬月額を平均した額」の 30 分の 1 に相当する額の 3 分の 2 に相当する金額とされている。	99 条 2 項
79	被保険者が死亡したときは、その者の被扶養者であって、埋葬を行うものに対し、埋葬料として、5 万円が支給される。	×	その者の被扶養者ではなく、「その者により生計を維持していた者」である。	100 条 1 項
80	被保険者が死亡した場合において、埋葬料の支給を受けるべき者がいないときは、埋葬を行った者に対し、埋葬料として、5 万円が支給される。	×	埋葬料ではなく、「埋葬料の金額（5 万円）の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額」が支給される。	100 条 2 項
81	被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、42 万円（一定の要件に該当する場合には、当該金額に 1 万 6 千円を加算した金額）が支給される。	×	42 万円ではなく、「40 万 4 千円」である。	101 条

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
82	双児等の出産の場合は、胎盤数にかかわらず、1産児排出を1出産と認め、胎児数に応じて出産育児一時金が支給される。	○	適切である。 (昭16.7.23社発991号)	101条
83	被保険者が出産したときは、出産の日(出産の日が出産予定日後であるときは、出産予定日)以前56日(多胎妊娠の場合においては、98日)から出産の日後42日までの間において、労務に服さなかった期間、出産手当金が支給される。	×	出産の日以前56日ではなく、「42日」、出産の日後42日ではなく、「56日」である。問題文は、出産の日以前と出産の日後の日数が逆である。	102条1項
84	出産に関する給付は、妊娠4ヵ月以上の出産(生産、死産、流産(人口流産を含む。)又は早産)に限られている。	○	適切である。 (昭27.6.16保文発2427号)	102条1項
85	出産手当金を支給すべき場合において傷病手当金が支払われたときは、その支払われた傷病手当金は、原則として、出産手当金の内払とみなされる。	○	適切である。	103条2項
86	被保険者の資格を喪失した際に、傷病手当金又は出産手当金の支給を受けている場合において、継続して同一の被保険者からその給付を受けるためには、原則として、被保険者の資格を喪失した日の前日まで引き続き2年以上被保険者であったことが必要である。	×	2年以上ではなく、「1年以上」である。	104条

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
87	報酬を受けているため、傷病手当金が支給停止されている者が、被保険者の資格を喪失し、事業主より報酬を受けなくなれば、当然にその日より傷病手当金の支給対象となる。	○	適切である。 (昭 27.6.12 保文発 3367 号)	104 条
88	被保険者であった者がその資格を喪失した日後 6 月以内に死亡したときは、被保険者であった者により生計を維持していた者であって埋葬を行うものは、最後の被保険者より埋葬料の支給を受けることができる。	×	6 月以内ではなく、「3 月以内」である。	105 条 1 項
89	傷病手当金又は出産手当金の継続給付を受けていた者がその給付を受けなくなった日後に死亡したときは、埋葬料の支給を受けることができない。	×	傷病手当金又は出産手当金の継続給付を受けていた者がその給付を受けなくなった日後「3 月以内」に死亡したときは、被保険者であった者により生計を維持していた者であって埋葬を行うものは、最後の被保険者より埋葬料の支給を受けることができる。	105 条 1 項
90	1 年以上被保険者であった者が被保険者の資格を喪失した日後 6 月以内に出産したときは、被保険者として受けることができるはずであった出産手当金の支給を最後の保険者から受けることができる。	×	出産手当金ではなく、「出産育児一時金」である。	106 条
91	被保険者であった者が船員保険の被保険者となったときは、健康保険からの保険給付は行われない。	○	適切である。	107 条

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
92	疾病にかかり、又は負傷した場合において報酬の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金は支給されないが、その受けすることができる報酬の額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額が支給される。	○	適切である。	108条1項
93	出産した場合において報酬の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、出産手当金は支給されないが、その受けすることができる報酬の額が、出産手当金の額より少ないときは、全額が支給される。	×	全額ではなく、「その差額」が支給される。傷病手当金と同様に扱われる。	108条2項
94	傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき、厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、当該傷病手当金の支給を受けている間、当該障害厚生年金が支給停止される。	×	傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき、厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、原則として、傷病手当金は支給されない。	108条3項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
95	傷病手当金が老齢退職年金給付と調整される場合において、老齢退職年金給付の額（当該老齢退職年金給付が2以上あるときは、その合算額）を365で除して得た額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額が支給される。	×	365ではなく、「360」である。	108条5項
96	被保険者の被扶養者が保険医療機関等のうち自己の選定するものから療養を受けたときは、被扶養者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費が支給される。	×	家族療養費は、被扶養者に対しではなく、「被保険者」に対し支給される。	110条1項
97	被扶養者が6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって、70歳に達する日の属する月以前である場合の家族療養費の額は、当該療養につき算定した費用の額に100分の70を乗じて得た額とされている。	○	適切である。	110条2項
98	被保険者の被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、被保険者に対し、その指定訪問看護に要した費用について、家族療養費が支給される。	×	家族療養費ではなく、「家族訪問看護療養費」である。	111条1項
99	被保険者の被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として、被保険者に対し、5万円が支給される。	○	適切である。	113条

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
100	被保険者の被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金として、被保険者に対し、40万4千円（一定の要件に該当する場合には、当該金額に1万6千円を加算した金額）が支給される。	○	適切である。	114 条
101	一部負担金等の額が著しく高額であるときは、高額療養費が支給されるが、高額療養費の対象となる一部負担金等の額には、食事療養に係る食事療養標準負担額及び生活療養に係る生活療養標準負担額は含まれない。	○	適切である。	115 条 1 項
102	一部負担金等の額並びに介護保険法に規定する介護サービス利用者負担額及び介護予防サービス利用者負担額の合計額が著しく高額であるときは、高額介護合算療養費が支給される。	○	適切である。	115 条の 2 第 1 項
103	被保険者又は被保険者であった者が、自己の犯罪行為により、又は故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は行われないとされているため、自殺による死亡の場合には、埋葬料は支給されない。	×	自殺による死亡は絶対的な事故であり、埋葬料は生計を依存していた者で埋葬を行う者に対して支給されるものであるため、給付制限の対象とはならない。 (昭 26.3.19 保文発 721 号)	116 条

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
104	被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、その全部又は一部を行わないことができる」とされている。	○	適切である。	117 条
105	被保険者又は被保険者であった者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたときは、疾病、負傷又は出産につき、その期間に係る保険給付は行わないとされているが、死亡に係る保険給付は除かれている。	○	適切である。少年院その他これに準ずる施設に収容されたときも同様である。	118 条 1 項
106	保険者は、被保険者又は被保険者であった者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたときは、被扶養者の疾病、負傷又は出産につき、その期間に係る保険給付を行わないことができる」とされている。	×	被扶養者に係る保険給付を「行うことを妨げない」とされている。少年院その他これに準ずる施設に収容されたときも同様である。	118 条 2 項
107	保険者は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる」とされている。	×	全部又は一部ではなく、「一部」を行わないことができる」とされている。	119 条

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
108	保険者は、偽りその他不正の行為があった日から1年を経過したときは、当該行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して支給すべき傷病手当金又は出産手当金を支給しない旨の決定をすることができない。	○	適切である。	120 条
109	日雇特例被保険者の保険の保険者の業務のうち、日雇特例被保険者手帳の交付、日雇特例被保険者に係る保険料の徴収及び日雇拠出金の徴収並びにこれらに附帯する業務は、全国健康保険協会が行うとされている。	×	日雇特例被保険者の保険の保険者は、全国健康保険協会とされているが、当該保険者の業務のうち、本問の業務は、「厚生労働大臣」が行うとされている。	123 条
110	日雇特例被保険者に係る傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、原則として、その支給を始めた日から起算して3月を超えないものとされている。	×	3月ではなく、「6月」である。なお、厚生労働大臣が指定する疾病（結核性疾患）については、1年6月とされている。	135 条 3 項
111	日雇特例被保険者が出産した場合において、その出産の日の属する月の前4月間に通算して21日分以上の保険料がその者について納付されているときは、出産育児一時金が支給される。	×	21日分以上ではなく、「26日分以上」である。なお、出産育児一時金の額は、当然被保険者と同じ40万4千円（一定の要件に該当する場合には、当該金額に1万6千円を加算した金額）が支給される。	137 条

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
112	日雇特例被保険者に係る出産手当金の額は、1日につき、出産の日の属する月の前4月間の保険料が納付された日に係る当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の各月ごとの合算額のうち最大のものの30分の1に相当する金額とされている。	×	30分の1ではなく、「45分の1」である。	138条2項
113	国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担するとされている。	○	適切である。	151条
114	健康保険組合に対して交付する国庫負担金は、各健康保険組合における被保険者数及び被扶養者数を基準として、厚生労働大臣が算定する。	×	基準とするのは、被保険者数及び被扶養者数ではなく、「被保険者数」のみである。	152条1項
115	国庫は、当分の間、全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付等の支給に要する費用の額及び前期高齢者納付金の納付に要する費用の合算額のうち一定の額に1,000分の146を乗じて得た額を補助する。	×	1,000分の144ではなく、「1,000分の164」である。 (法附則5条)	153条1項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
116	国庫は、予算の範囲内において、健康保険事業の執行に要する費用のうち、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助することができる」とされている。	○	適切である。	154 条の 2
117	介護保険第 2 号被保険者である被保険者以外の被保険者に関する保険料額は、各月につき、一般保険料額と介護保険料額との合算額とされている。	×	介護保険第 2 号被保険者である被保険者以外の被保険者ではなく、「介護保険第 2 号被保険者である被保険者」である。	156 条 1 項
118	健康保険組合は、規約で定めるところにより、介護保険第 2 号被保険者である被保険者以外の被保険者（介護保険第 2 号被保険者である被扶養者があるものに限る。）に関する保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とすることができる」とされている。	○	適切である。 (法附則 7 条 1 項)	156 条 1 項
119	前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は算定されない。	○	適切である。	156 条 3 項
120	前月から引き続き被保険者である者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたときは、その翌月以後、拘禁されなくなった月の前月までの期間、原則として、保険料は徴収されない。	×	その翌月以後ではなく、「その月以後」である。なお、「被保険者がその資格を取得した月に」労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたときは、「その翌月以後」、徴収されないとされている。	158 条

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
121	育児休業等をしている被保険者が、保険者等に申出をしたときは、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料は徴収されない。	×	育児休業等をしている被保険者ではなく、「育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主」が申出をしなければならない。よって、任意継続被保険者及び特例退職被保険者には、育児休業等期間中の保険料免除の規定は適用されない。	159 条
122	被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の 2 分の 1 を負担するとされているが、任意継続被保険者は、その全額を負担するとされている。	○	適切である。	161 条 1 項
123	被保険者及び被保険者を使用する事業主は、自己の負担する保険料をそれぞれ納付する義務を負うとされている。	×	事業主は、自己の負担する保険料だけでなく、その使用する被保険者の負担する保険料を納付する義務を負うとされている。	161 条 2 項
124	任意継続被保険者及び特例退職被保険者は、自己の負担する保険料を納付する義務を負うとされている。	○	適切である。 (法附則 3 条 6 項)	161 条 3 項
125	健康保険組合は、規約で定めるところにより、事業主の負担すべき一般保険料額の負担割合を増加することができるが、介護保険料額については、この限りでない。	×	介護保険料額についても負担割合を増加することができる。とされている。	162 条
126	被保険者に関する毎月の保険料は、翌月末日までに、納付しなければならない。	○	適切である。	164 条 1 項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
127	任意継続被保険者に関する毎月の保険料は、翌月10日（初めて納付すべき保険料については、保険者が指定する日）までに、納付しなければならない。	×	翌月10日ではなく、「その月の10日」である。	164条1項
128	任意継続被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる」とされているが、当該保険料の前納は、4月から9月まで若しくは10月から翌年3月までの6月間を単位として行うものとされており、12月間を単位として行うことはできない。	×	6月間を単位として行うほか、4月から翌年3月までの12月間を単位として行うものとする」とされている。（令48条）	165条1項
129	任意継続被保険者は、保険料を前納しようとするときは、前納しようとする額を前納に係る期間の初月の前月10日までに払い込まなければならない」とされている。	×	前月10日までではなく、「前月末日まで」である。	165条1項
130	事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月（被保険者がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月及びその月）の標準報酬月額に係る保険料を報酬から控除することができる」とされている。	○	適切である。	167条1項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
131	日雇特例被保険者が1日において2以上の事業所に使用される場合において、初めにその者を使用する事業主は、日雇特例被保険者を使用する日ごとに、その者及び自己の負担すべきその日の標準賃金日額に係る保険料を納付する義務を負うとされている。	○	適切である。	169条2項
132	保険料は、国税、地方税その他の公課の滞納によって滞納処分を受けるとき又は強制執行を受けるときに該当する場合においては、納期前であっても、すべて徴収することができるが、破産手続開始の決定を受けたときは除かれている。	×	破産手続開始の決定を受けたときも同様とされている。その他、企業担保権の実行手続の開始があったとき、競売の開始があったときも同様である。	172条
133	健康保険組合は、保険料等の督促を受けた者がその指定の期限までに保険料等を納付しないときは、国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができるかとされている。	○	適切である。	180条4項
134	全国健康保険協会又は健康保険組合が国税滞納処分の例により処分を行う場合においては、厚生労働大臣の認可を受けなければならないとされている。	○	適切である。	180条5項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
135	保険料等の督促をしたときは、保険者等は、徴収金額に、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を徴収するとされている。	×	年9.6%ではなく、「年14.6%」である。なお、当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3%とされている。	181条1項
136	保険料等の督促をした場合において、督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は延滞金の額が100円未満であるときは、延滞金は徴収されない。	○	適切である。	181条4項
137	被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができるとされている。	○	適切である。	189条1項
138	保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は滞納処分に不服がある者は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。	×	厚生労働大臣ではなく、「社会保険審査会」である。	190条
139	保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利、これらを行使することができる時から5年を経過したときは、時効によって消滅する。	×	5年ではなく、「2年」である。	193条1項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
140	療養費の時効の起算日は、療養に要した費用を支払った日の翌日とされている。	○	適切である。 (昭 31.3.13 保文発 1903 号)	193 条 1 項
141	被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、遅滞なく、所定の事項を記載した被扶養者届を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。	×	遅滞なくではなく、「5 日以内に」である。 (則 38 条 1 項)	197 条 2 項
142	資格喪失の原因が死亡であるときは、埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けるべき者は、その申請の際、被保険者証を保険者に返納しなければならない。	○	適切である。 (則 51 条 5 項)	197 条 2 項
143	療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、被保険者は、遅滞なく、所定の事項を記載した届書を保険者に提出しなければならない。	○	適切である。 (則 65 条)	197 条 2 項
144	保険医療機関又は保険薬局の指定及び保険医又は保険薬剤師の登録に係る厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任されている。	○	適切である。	205 条

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
145	事業主が正当な理由がなく、被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬の決定若しくは改定について、被保険者又は被保険者であった者に通知をしないときは、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処される。	×	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金ではなく、「6月以下の懲役又は50万円以下」の罰金に処される。	208条2項

<2020 年合格目標>

社会保険労務士試験対策（健康保険法） 全問題と解答解説

---

令和2年5月25日 初版第一刷 発行

発 行 Good Job & Career（清新社会保険労務士事務所）

責任者 杉本真樹

東京都千代田区九段南一丁目5番6号 りそな九段ビル5F

<https://www.goodjobandcareer.net/>

[info@goodjobandcareer.net](mailto:info@goodjobandcareer.net)

---

定価（本体 750 円＋税）